

○ 総務省告示第 号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の二十二第四号、第五十八条の二の十一第四号及び別表第二号 63 並びに別表第三号 54 の規定に基づき二三 GHz 帯の周波数の電波を使用する陸上移動局の無線設備、又は二三 GHz 帯の周波数の電波を使用して通信系を構成する固定局の無線設備の技術的条件を次のように定める。

平成 年 月 日

総務大臣 川端 達夫

二三 GHz 帯の周波数の電波を使用する陸上移動局の無線設備、又は二三 GHz 帯の周波数の電波を使用して通信系を構成する固定局の無線設備は、それぞれ次の条件を満たすものであること。

一 不要発射の強度の許容値

1 二三 GHz 帯の周波数の電波を使用する陸上移動局の無線設備

スプリアス領域においては五〇マイクロワット以下、帯域外領域においては一〇〇マイクロワット以下とし、参照帯域幅は一 MHz とする。ただし、二二・〇 GHz を超え二三・二 GHz 以下及び二三・六 GHz を超え二五・〇 GHz 以下の周波数範囲においては、次のいずれかの表の許容値を適用する。

(一) 二二・〇 GHz を超え二三・二 GHz 以下及び二三・六 GHz を超え二五・〇 GHz 以下の周波数範囲における不要発射の強度の許容値

周波数範囲	不要発射の強度の許容値
22.0GHz を超え 22.7GHz 以下	任意の 1 MHz の帯域幅における平均電力が -70 デシベル（1 ミリワットを 0 デシベルとする。以下同じ。）以下の値
22.7GHz を超え 23.0GHz 以下	任意の 1 MHz の帯域幅における平均電力が -65 デシベル以下の値
23.0GHz を超え 23.2GHz 以下	任意の 1 MHz の帯域幅における平均電力が -63 デシベル以下の値
23.6GHz を超え 23.8GHz 以下	任意の 1 MHz の帯域幅における平均電力が -63 デシベル以下の値
23.8GHz を超え 24.1GHz 以下	任意の 1 MHz の帯域幅における平均電力が -65 デシベル以下の値

24. 1GHz を超え 25. 0GHz 以下	任意の 1 MHz の帯域幅における平均電力が -70 デシベル以下の値
--------------------------	--------------------------------------

□ 111.1 GHz を超え 113.1 GHz 以下及び 113.6 GHz を超え 115.0 GHz 以下の周波数範囲における不要発射の強度の許容値

周波数範囲	不要発射の強度の許容値
22. 0GHz を超え 22. 7GHz 以下	任意の 1 MHz の帯域幅における平均電力が -40 デシベル (1 ミリワットを 0 デシベルとする。以下同じ。) 以下の値
22. 7GHz を超え 23. 0GHz 以下	任意の 1 MHz の帯域幅における平均電力が -35 デシベル以下の値
23. 0GHz を超え 23. 2GHz 以下	任意の 1 MHz の帯域幅における平均電力が -33 デシベル以下の値
23. 6GHz を超え 23. 8GHz 以下	任意の 1 MHz の帯域幅における平均電力が -33 デシベル以下の値
23. 8GHz を超え 24. 1GHz 以下	任意の 1 MHz の帯域幅における平均電力が -35 デシベル以下の値
24. 1GHz を超え 25. 0GHz 以下	任意の 1 MHz の帯域幅における平均電力が -40 デシベル以下の値

2 111 GHz 帯の周波数の電波を使用して通信系を構成する固定局の無線設備

スプリアス領域においては 50 マイクロワット以下、帯域外領域においては 100 マイクロワット以下とし、参照帯域幅は 1 MHz とする。ただし、111.0 GHz を超え 113.1 GHz 以下及び 113.6 GHz を超え 115.0 GHz 以下の周波数範囲においては、次表の許容値を適用する。

周波数範囲	不要発射の強度の許容値
22. 0GHz を超え 22. 7GHz 以下	任意の 1 MHz の帯域幅における平均電力が -40 デシベル (1 ミリワットを 0 デシベルとする。以下同じ。) 以下の値
22. 7GHz を超え 23. 0GHz 以下	任意の 1 MHz の帯域幅における平均電力が -35 デシベル以下の値
23. 0GHz を超え 23. 2GHz 以下	任意の 1 MHz の帯域幅における平均電力が -33 デシベル以下の値
23. 6GHz を超え 23. 8GHz 以下	任意の 1 MHz の帯域幅における平均電力が -33 デシベル以下の値
23. 8GHz を超え 24. 1GHz 以下	任意の 1 MHz の帯域幅における平均電力が -35 デシベル以下の値
24. 1GHz を超え 25. 0GHz 以下	任意の 1 MHz の帯域幅における平均電力が -40 デシベル以下の値

11 空中線電力

1 111 GHz 帯の周波数の電波を使用する陸上移動局の無線設備

前項第1号(一)の不要発射の強度の許容値を適用する場合にあつては、五〇〇ミリワット以下、前項第1号(二)の不要発射の強度の許容値を適用する場合にあつては、五ミリワット以下とする。

2 二三GHz帯の周波数の電波を使用して通信系を構成する固定局の無線設備
一ワット以下とする。

三 占有周波数帯幅の許容値

次の表の左欄に掲げる変調方式を使用した無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、それぞれ同表の右欄に掲げる値又は計算式により計算した値とする。

変調方式	占有周波数帯幅の許容値
振幅変調方式	$f_H - f_L$ f_H ：伝送するために必要な最高周波数 f_L ：伝送するために必要な最低周波数
周波数変調方式	25.0MHz
四相位相偏移変調方式	33.0MHz
一六値直交振幅変調方式	33.0MHz
六四値直交振幅変調方式又はこれと同等以上の性能を有するもの	6.0MHz
直交周波数分割多重方式	5.7MHz